

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日と翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (社会課)

生活保護法による診療所等の廃止 (〃)

保険医療機関等の指定 (保険課)

豚等の移入の禁止 (畜産課)

土地収用法による土地の立入り (二件) (管理課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

都市計画事業の認可 (〃)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

◇ 正 誤 平成三年五月鳥取県規則第二十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百十六号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小谷医院分院佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三十八	平成三年九月四日
医療法人種垣齒科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一七八四一二	〃
老人保健施設小谷苑	西伯郡名和町大字西坪五四五一一	平成三年九月九日
米川医院	米子市両三柳八八〇一一	〃
石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一一二四	〃
医療法人社団森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一四	平成三年九月二十六日
医療法人社団木村歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	〃

鳥取県告示第七百十七号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出

があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三―八	平成三年七月二十一日
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一八四―二	平成元年七月一日
米川外科医院	米子市西三柳八八〇―一	平成三年七月二十七日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一―四	平成元年十月一日
木村歯科医院	境港市小篠津町八六九―三	〃
景山薬局	境港市本町二	平成二年九月一日

鳥取県告示第七百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目一〇〇―一	平成三年九月十七日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目二三―二三	〃
川本医院	東伯郡東伯町大字保五―一二	平成三年九月二十一日
クリニック三上 歯科	米子市昭和町七六	平成三年九月二十四日
鳥医院	鳥取市湖山町四一三七―一	平成三年九月二十六日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	平成三年九月一日
医療法人市場医院	境港市馬場崎町一七七	〃
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―一二	〃

鳥取県告示第七百十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

静岡県浜松市及び浜北市の区域

鳥取県告示第七百二十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

米子南変電所新設工事（仮称）及び米子南線新設工事（仮称）

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市新山、古市、吉谷、榎原及び大袋並びに西伯郡西伯町大字境地

内

四 立ち入ろうとする期間

平成三年十月十一日から平成四年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

米子線鉄塔建替工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市今在家、二本木及び下郷並びに西伯郡淀江町大字佐陀地内

四 立ち入ろうとする期間

平成三年十月十一日から平成四年八月三十一日まで

鳥取県告示第七百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年五月十七日 鳥取県指令受鳥土維第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市神子岡前一丁目八一三〇

株式会社宮崎商店

代表取締役 宮崎行雄

鳥取県告示第七百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年八月二日 鳥取県指令受都計三一二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字熊覚道ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市吉岡一九二一二

杉谷博子

杉谷 功

鳥取県告示第七百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

財団法人河原町教育文化事業団

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画河川事業一号千代川

三 事業施行期間

平成三年十月十一日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

八頭郡河原町大字曳田字弥次郎新田地内

2 使用の部分

なし

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成3年10月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種類別

経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成3年11月6日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市梳町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び県 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成3年11月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 2時間30分
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）

正 誤

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（平成三年五月鳥取県規則第二十九号）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

- | | | | | |
|----|---|---|------|----------------|
| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 十二 | 上 | 一 | 並びに | 及び |
| 十一 | 上 | 二 | 第五号中 | 同条第三項收税課の項第五号中 |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】